

※「全国市長会要望事項（令和3年度要望）」より抜粋

全国市長会要望事項 （令和3年度要望）

東京都市区長会（案）

全国市長会要望事項（令和３年度要望）
 関東支部総会提出議案

対前年度件数表

	項目名	令和３年度施策に対する要望件数				前回件数			
		市長会	区長会	重複	市区長会	市長会	区長会	重複	市区長会
1	都市行財政	17	23	9	31	23	25	7	41
2	福祉行政	32	35	13	54	24	34	9	49
3	都市基盤	14	14	4	24	13	12	2	23
4	生活環境	5	5	3	7	5	5	2	8
5	教育文化	3	5	3	5	3	5	2	6
6	2020 オリンピック パラリンピック	2	2	2	2	9	8	5	12
合 計		73	84	34	123	77	89	27	139

目 次

1	地方分権の推進と都市行財政の充実強化について	
(1)	地方分権改革の推進について	1
(2)	地方交付税について	2
(3)	中小企業対策の推進について	3
(4)	雇用・就業対策の推進について	3
(5)	社会保障・税番号制度の運用について	4
(6)	国有地の活用について	4
(7)	外国人労働者受入れ拡大に伴う環境整備等について	5
2	福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について	
(1)	国民健康保険制度について	6
(2)	介護保険制度について	7
(3)	子育て支援策の充実について	8
(4)	障害者福祉施策について	10
(5)	生活保護、生活困窮者等対策について	11
(6)	周産期医療体制等の充実強化について	11
(7)	予防接種について	12
(8)	不妊症及び不育症について	12
(9)	高齢者の安否確認のための総合的な対策について	12
(10)	病院救急車の有効活用のための体制整備について	13
3	都市基盤及び災害対策の充実強化について	
(1)	道路・街路等の整備促進について	14
(2)	交通・輸送対策について	14
(3)	災害対策について	15
(4)	緑化の推進について	16
(5)	下水道施設の老朽化対策について	17
4	生活環境の整備促進について	
(1)	廃棄物処理対策の強化について	18
(2)	地球温暖化対策の推進について	18
5	教育文化行政の充実強化について	
(1)	学校教育・文化行政の充実について	20
(2)	公立学校施設の整備について	20
6	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催延期 に伴う対策の強化について	21

（５）生活保護、生活困窮者等対策について

生活保護法の一部改正や生活困窮者自立支援法が成立したものの、依然として都市部における生活保護受給者は数多く存在しており、自治体の財政を圧迫している。

本来、生活保護制度及び生活困窮者等対策は、国が責任を持って実施すべきであり、今後も制度の見直しを行うこと。とりわけ、次の方策を講じること。

- ① 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。（市・区）
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく事業について、自治体が負担している人件費や事務費等も含め、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。（区）
- ③ 生活保護適正実施推進事業や自立支援プログラム策定実施推進事業等の生活保護制度を補完する事業を継続的に実施できるよう全額国庫補助とすること。（区）
- ④ 高齢者世帯について、現行制度から分離した金銭給付に特化する新たな生活保障の仕組みを創設するなど、抜本的な改革を行うこと。（区）
- ⑤ ひきこもり対策について、市区町村による隙間のない支援体制を整備・維持できるようひきこもりサポート事業の補助を拡充すること。（区）
- ⑥ 生活保護制度の再構築に向けて、保護基準や自立支援の見直しを始め、事務の負担軽減、簡素化を含めた制度の抜本的な改革に取り組むこと。（市）

（６）周産期医療体制等の充実強化について

周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。

※国立市より全国市長会関東支部総会に提出する要望事項として東京都市長会に提出した文書

令和 4 年度要望

国立市 区	福祉総務課（生活福祉担当）
----------	---------------

<担当者氏名 北村 敦 >

<連絡先：042-576-2111 内線 127>

(要望項目) **※事務局が記入**

(要望事項)

生活保護制度について

- (1) 生活保護制度の再構築に向けて、保護基準や自立支援の見直しを始め、事務の負担軽減、簡素化を含めた制度の抜本的な改革に取り組むこと。
- (2) 自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、生活保護業務において必要な経費は全額国庫負担とすること。

(要望提案理由)

- (1) 生活保護業務に関しては、当市も含めた日本全国各地の多くの福祉事務所で、「事務懈怠」と呼ばれる、不適正な事務処理が生じている。その背景には、それぞれの福祉事務所が抱える様々な要因があるものの、生活保護制度が有する構造的な問題が存在している。

生活保護費の支給は、事後的な算定調整を必要とすることから、ある程度の支給漏れや過支給の発生を前提とせざるを得ない仕組みを有している。

生活保護費は、月初めに、最低生活費から、それ以前の月の収入額（就労、年金等によるもの）をもとに見積もられた収入認定額を控除した額が被保護者に支給される。実際にその月に被保護者が得た収入は、生活保護費の支給後に、被保護者からの収入申告により確定されることとなる。仮にその月の生活保護費支給時に認定した収入認定額より、被保護者が得た収入から計算された収入認定額の方が多かった場合は、その分の額を、その月以降に支給される生活保護費を減らすことにより調整したり、被保護者に返還を求めたりすることとなる。このような事後的な算定調整は、事実が明らかになった段階で都度ごとに日々行われている。また、オムツ代等の一時扶助に関しても、都度ごとに申請を受け、提出された資料の確認後にその分の額を支給することとなる。被保護者も自身の状況を適切に申告することが求められるとともに、職員は日々細かい事務を切れ目なく適切に処理することが求められる。そのため、何らかの誤りが生じやすい要素を有している制度であると言える。

また、この間、高齢、障害、子ども等に関する、様々な福祉の制度が創設される中で、生活保護業務においても、それらの対応を求められている。さらに、臨時的な制度対応などもたびたび生じ、事務量は増加の一途を辿るとともに、複雑さを増し続けている。その象徴として、生活保護業務を行うためのバイブルである『生活保護手帳』のページ数も増加しており、1996 年度が 468 ページ、2011 年度が 774 ページ、2020 年度が 939 ページと、ここ 20 年で 2 倍となっている。

生活保護制度は法定受託事務であることから、生活保護業務の事務処理を不適正な処理が生じにくい構造にするよう、生活保護業務の業務軽減、複雑な事務処理の簡素化について、厚生労働省において検討を行うことが必要である。

(2) 生活保護の不適正な事務処理の背景には、上記の制度的な要因に加えて、福祉事務所の人員体制の問題もある。

福祉事務所は、地方自治体の組織内にあることから、人事や予算の制約を受ける結果、人員配置・予算配分の点で厳しい条件の下にさらされている。その制約の中で、多くの福祉事務所は、社会福祉法（以下「法」という）第 16 条で「標準として定めるもの」（以下「標準数」という）と規定されている人数の「現業を行う所員の数」（以下「ケースワーカー」という）が配置されていない（法に規定されている標準数は、都道府県の設置する事務所が、被保護世帯 65 世帯に 1 人、市の設置する事務所が、被保護世帯 80 世帯に 1 人、町村の設置する事務所が、被保護世帯 65 世帯に 1 人）。

生活保護の実施に係る職員人件費、事務費等の財源保障は、普通交付税の算定上で生活保護費の基準財政需要額に算入されて（地方交付税制度研究会『令和 2 年度地方交付税制度解説（単位費用篇）』（一般財団法人地方財務協会、2020 年）P.188-190）いることから、いわゆる「交付税措置」となっている。

しかし地方交付税総額は、当該年度の国の予算総額に左右されており、各地方自治体の普通交付税の交付額は、当該年度の基準財政需要額と基準財政収入額を元に算出される額であるため、生活保護の実施に必要な実額が、各地方自治体に交付されているわけではない。不交付団体となると、全く交付されないこととなる。

その結果、多くの福祉事務所では、標準数として規定される人員体制を組むことができず、生活保護業務においては、不適正な事務処理だけではなく、全国各地で様々な問題が発生することにつながっている。

(1) で述べたとおり、生活保護業務は年々複雑になるとともに、業務量は増加している。複雑に絡み合った様々な課題を抱える世帯が増えていることを鑑みると、実態としては、ケースワーカーひとり当たりの担当世帯数は標準数より少なくてもよい。最低でも標準数となる人員体制を組むことが求められている。

コロナウイルス感染症の拡大に伴い、より重要性の増している、憲法第 25 条第 1 項で規定されている、すべての国民が有する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するためには、扶助費に対する財源保障に加え、被保護者の支援を行う者に対する財源保障が不可欠である。

ケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、生活保護業務において必要な経費は全額国庫負担とすることが必要である。

※ 関係省庁名	※ 関係法令及び条項
(問題点及び参考事項)	